

平成27年度

事業計画書

公益財団法人 城北労働・福祉センター

平成27年度 事業計画書

山谷地域は、簡易宿所においてはビジネスマン・観光客向けに転換するものやマンションに建て替えるものがあることに加え、観光開発も進み、様々な人々が暮らし、行き交う街へと急速に変貌している。東日本大震災などの影響により減少傾向にあった外国人観光客の姿が再びまちの中で目立つようになってきた。また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、交通の便が良く、宿泊施設が集まっているこの地域への関心が高まっていくことも予想される。

一方、労働者の高齢化、建設現場の機械化、就業構造の変化などにより、日雇労働市場が衰退し、失業や野宿が常態化している労働者も少なくない。この間、センターの利用者数は大きく減少してきた。

こうした状況に的確に対応できるよう、労働者一人ひとりに即したきめ細かな支援が求められている。このため、労働者の特性や個々に抱える課題等を詳細に把握し、職業紹介や生活相談・援護を適切に実施していくとともに、関係行政機関等とより一層緊密な連携を図りながら、労働者の実態に応じた支援を強化していく。また、誰にとっても暮らしやすいまちになるよう地域住民や関係団体と連携し、地域環境改善を推進していく。

I 自立に向けた就労支援

1 職業紹介 延21,000人

関係行政機関等との緊密な連携のもとに、労働者のニーズにあった求人開拓、適格紹介・就労経路の適正化等に努め、労働者の就労の安定と健全な雇用関係の確立を図る。

(1) 特別就労対策事業

55歳以上の労働者で就労意欲のある者に、都立公園等の清掃作業等を輪番で紹介する高齢者特別就労対策事業の実施など、特別就労対策事業の効果的な実施に努める。

(2) 公共事業

都及び区の事業所等に積極的に働きかけ、公園、道路の清掃、除草などの公共事業の求人を確保し、高齢者特別就労対策事業の対象とならない労働者に対し、輪番（一般輪番）等で紹介する。

(3) 民間

登録事業所への求人依頼や公共事業を受注した事業所、業界団体に加盟している事業所を重点的に訪問するなど求人の確保に努めて、民間求人を紹介する。

2 求人開拓

登録事業所の求人実態を把握し、確実な求人確保に努めるとともに、新規事業所の開拓も積極的に行う。

(1) 労働者の実情に応じた求人開拓 事業所訪問400社

登録事業所の求人実態やセンターから紹介した労働者の就労状況など、労働者の実情を踏まえた事業所訪問を計画的に行う。また、継続就労が可能な就職先を確保し、就労意欲が高い利用者マッチングさせていくことにより継続的な就労を支援し、就労自立に向けて働きかける。

(2) 労働者の就労の安定と健全な雇用慣行の確立

事業所訪問や広報誌の発行により、労働者の安全確保の注意喚起、労働条件等の適切な明示の徹底、最低賃金や休業手当など労働関係規程の周知を図っていく。

(3) 未充足求人の解消

労働条件の厳しい求人については、条件の緩和を求人事業所に働きかけるなどして未充足求人の解消に努めていくとともに、建設業以外の職域にも拡大して事業所訪問を強化するなど、労働者の年齢と体力に見合った求人確保に努める。

(4) 事業所広報の発行 4回

事業所との連携を強化し、効果的な事業運営を図るため、技能講習などセンターの取組を広く事業所に周知するとともに、事業所の意見等を掲載する双方向の広報紙を発行する。

3 労働者の就労促進

日雇労働者の高齢化や就業構造の変化等の現状を踏まえ、求人情報の提供や技能講習を通じた就労指導などにより就労意欲の向上を図るとともに、健康報告書の発行により日常的な健康管理を促す。

(1) 就労の促進

就労意欲のある労働者に対し、的確に求人情報を提供するとともに、技能講習受講の奨励などにより就労を支援する。

(2) 健康報告書の発行

職業紹介対象者で民間求人希望するすべての日雇労働者に対し、あらかじめ「健康報告書」を発行し、日常的な健康管理を促す。

(3) 不当行為労働者に対する是正指導

飲酒就労や無断職場放棄などの不当行為を行った労働者に対しては、「不当行為に対する是正指導要領」に基づき的確に是正指導し、再発を防止する。

4 常用就職希望者に対する支援

(1) 常用就職相談

常用就職を希望する利用者に対して相談を行い、履歴書作成や面接に向けた支援等を実施するほか、ハローワークと連携を図り、常用就職の求人情報を提供するなど、常用就職に向けた効果的な支援を行っていく。

(2) 就労自立支援

就労意欲があっても失業及び野宿の常態化により長期間の就労経験が乏しい労働者に対して、安定した就労につなげて自立を促進できるよう、外部の専門家を活用した相談や支援、民間企業等と連携した就労訓練の機会の提供、長期就労の機会の提供、就労につながりやすい技能講習や経験・技能に応じた求人開拓等、一人ひとりに即した支援を組み合わせることにより、就労意欲の向上を図りながら重点的に支援を実施し、継続的な就労につなげていく。

5 日雇労働者技能講習事業（厚生労働省受託事業）

27科目 延78人

技能・資格の習得を求める労働者に対し、建築・土木関係のほか、清掃やパソコン、自動車免許、介護等の幅広い技能を取得させ、安定した就労の促進と就労条件の改善を図る。

実施に当たっては、上記4の支援と組み合わせることによって労働者の意欲を喚起しながら、①雇用情勢、社会変化等を踏まえた効果的な技能講習科目の設定、②労働者のニーズに合わせた科目別定員の調整、③講習内容の質的充実など、自立に向けてよりきめ細かな対応を図っていく。

Ⅱ 一人ひとりの実情を踏まえた適切な相談と援護

1 支援プログラム及びアウトリーチ（出張相談）等による支援

労働者（相談者）の就労状況、援護実績、生活状態を踏まえ、一人ひとりの実情に応じて、相談・支援を組織的・継続的に実施するとともに、利用が可能な社会資源を的確に把握し有効に活用しながら、利用者カード所持者全員について、支援目標を定めた『支援プログラム』を作成し、自立や生活安定に向けたきめ細かな生活相談の充実を図る。

また、『支援プログラム』による継続的な相談を強化するため、必要に応じて、職員が労働者の居所（野宿場所を含む）に赴くなどアウトリーチ（出張相談）を行うとともに、関係機関への同行支援を積極的に行う。

2 簡易宿所へのアウトリーチ（出張相談）

センター利用者の中には野宿者もいるが、現在も一定程度の日雇労働者が簡易宿所で生活している。

そこで、センター職員が簡易宿所（労働者のいる簡易宿所すべて、平成26年度148か所）に出向き、生活上の問題等を抱えている日雇労働者を見出して生活全般に係る面接相談を実施するとともに、宿泊者の状況など実態を把握して簡易宿所との連携を強化し、労働者の路上生活化の防止を図っていく。

また、NPO等と連携し、地域の簡易宿所に出向いて健康相談を行う「巡回健康相談事業」を実施し、地域保健事業の充実を図る。

3 応急援護相談及び援護事業 応急援護相談 8,400件

生活に困窮し、急迫した状態にある者に対し、個々の相談を通じて適切な応急援護を行う。

(1) 宿泊援護 4,000件

現に急迫した状況にあつて宿泊援護を必要とする者に、指定の施設において給食を含む宿泊援護を行う。

(2) 給食援護 3,000件

現に急迫した状況にあつて給食援護を必要とする者に、食パン等を支給する。

(3) 物品援護 1,200件

着衣等に困窮し、物品の援護を必要とする者に、衣類等を支給する。

(4) 交通費援護 200件

福祉事務所・病院等へ行くため、交通費の援護を必要とする者に対し、目的地までの乗車券等を支給する。

4 医療相談 300件

医療の必要があつても医療保険に加入せず、医療費の支払い能力がないなどの理由で、一般の医療機関で診療を受けられない者に対し、健康相談室で無料診療を行い、又は無料低額診療事業を行う医療機関に診療を依頼する。

5 福祉相談 200件

生活保護法等福祉諸法の対象者に対し、健康状況、生活状況等により、台東区、荒川区等の福祉事

務所へ措置を依頼する。

6 その他の生活相談 2,500件

住民登録や戸籍の手続きを必要とする者について、関係機関への照会や手続き等の助言を行うとともに、住宅、身上等の問題を抱える者への助言を行う。

7 労働相談 550件

労働者や求人事業者から寄せられる各種の労働相談に対し、関係行政機関と連携して円満な解決を図る。

(1) 賃金・労働災害・雇用保険印紙等の相談 15件

労働者からの賃金や各種社会保険相談、就労作業中の事故や労働災害の手續などに関する相談、事業所からの賃金支払い・時間外労働に関する相談などについて、労働基準監督署と連携し、労働者と事業所の仲介、指導・助言などを通じて相談内容の解決を図る。

また、労働者又は事業所から雇用保険印紙等の相談があった場合には、公共職業安定所・社会保険事務所と連携し、労働者と事業所の仲介、指導・助言などを通じて相談内容の解決を図る。

(2) 就労等に関する相談 535件

労働者からの就労に関する相談や様々な苦情について、必要に応じ労働者と事業所の仲介、指導・助言などを通じて相談内容の解決を図る。

また、技能講習に関する相談・申込受付を行う。

8 健康相談室の運営

山谷地域の労働者に対し、内科、外科、精神科及び呼吸器科を中心とした健康相談及び応急診療を実施する健康相談室を運営する。診療機能の充実とあわせ、地域保健事業の拡充に向け、関係機関と連携して取り組む。なお、これらの運営は、公益財団法人東京都結核予防会またはNPO法人訪問看護ステーションコスモスに委託して行う。

(1) 健康相談室 延相談人員 4,500人

健康相談室では、無料の応急診療を実施するとともに、DOTS事業を含む結核診療、アルコール相談などの地域特有の疾病治療にも取り組む。

(2) 巡回健康相談（週2回）

台東区や荒川区、東京都、旅館組合、NPOと連携し、地域の簡易宿所に出向いて、健康面や生活・労働相談を行い、地域保健事業の拡充に向けた取組を行う。

(3) 寄せ場健康相談（平日毎日）

(4) 娯楽室健康相談（月2回）

日頃、日雇労働者が集まる寄せ場や娯楽室を活用し、日常的な健康相談や継続的な保健指導を行い、必要に応じて健康相談室につないでいく。

9 その他の支援

東京都共同募金会から配分金を受けて、労働者の自立促進、アルコール相談等の支援を実施する。

(1) 簡易宿所を活用した生活訓練等の実施 年6人

就労自立に向けた就労訓練等対象者や継続して安定した住宅の確保を目指している利用者のう

ち、自立意欲が高いと認められる者に対して、一定の自己負担の下、簡易宿所を活用した生活訓練等を実施し、生活の安定と向上を目指す。

(2) 応急生活資金貸付 100件

生活に困窮し急迫状況にある労働者に対し、就労に必要な交通費等小口資金を貸し付ける。

(3) アルコール依存者へのデイケアの実施 年2人

アルコール依存のある相談者について、デイケア事業を実施するNPO法人山谷マックに対して宿泊訓練を委託する。

Ⅲ 地域環境の改善、地域との連携等

1 「地域づくりフォーラム」の運営

(1) フォーラムの開催 4回

地元町会、商店街、旅館組合、区、センターなどが参加し、山谷地域が抱える課題について意見交換を行いながら、連携して地域の環境の改善に取り組んでいく。

(2) 地域クリーンアップ作戦の実施 延550人

地元4町会、旅館組合、商店街、社会福祉施設、台東清掃事務所、台東区及びセンター等が参加し、原則として毎月第4木曜日に、センター周辺地域の一斉清掃を実施する。

(3) 花いっぱい運動の実施

地元町会、旅館組合、NPO等が参加し、センター周辺地域に設置されたプランターの花の水遣り、植え替え等を行う花いっぱい運動を実施する。

(4) フォーラムだよりの発行 4回

変わりゆく山谷地域の現況や新しい情報を住民に周知することで、山谷地域の新しいまちづくりの機運を醸成していく。

2 関係機関等との連携

山谷地域では、地元町会等と一斉清掃に取り組むことなどにより、地域の環境改善が着実に進んでいる。また、山谷及び周辺地域の路上生活者数は減少傾向にある。しかしながら、一部地域では未だにごみの不法投棄等が解決していないほか、高齢化により就労が困難になった労働者への対応も課題となっている。

そうした課題に的確に対応するため、台東区、荒川区をはじめとする様々な公的機関との連携を強化し共通認識を形成しながら、課題解決に取り組んでいく。

- ① 関係機関連絡会（現地幹事会） 2回
- ② 山谷福祉関係機関情報交換会 4回
- ③ 山谷対策事業に関する連絡会 3回
- ④ 三所連絡会議 1回

（公財）城北労働・福祉センター、（公財）西成労働福祉センター、（公財）神奈川県労働福祉協会寿労働センター

3 娯楽室及び敬老室運営事業

山谷地域労働者の健全な余暇活動を助長するため娯楽と休息の場を提供する「娯楽室」（センター本館地下1階）と山谷地域の高齢者（60歳以上）の相互交流及び自己啓発を促進する場として「敬老室」（センター分館1階）を運営する。

(1) 娯楽室の運営 1日平均100人

娯楽室の管理・運営は、社会福祉法人有隣協会に委託して行う。

娯楽室では、単に一時の休息の場を提供するだけでなく、テレビの視聴、読書、囲碁・将棋等の娯楽の提供や健康相談などの労働者啓発事業も行う。

(2) 敬老室の運営 1日平均30人

敬老室の管理・運営は、NPO法人自立支援センターふるさとの会に委託して行う。

敬老室では、娯楽の提供だけでなく、高齢者の悩み等に関する相談や健康・アルコール依存症に関する相談なども行う。

4 レクリエーション事業等

(1) 高齢者等のためのレクリエーション

山谷地域の簡易宿所等で生活する高齢者等を敬うための行事を実施する。

(2) 囲碁・将棋大会 参加者 各30人

山谷地域労働者に対し、健全な娯楽の場を提供し、生活に潤いを与える。

(3) 文芸誌「なかま」発行 700部

山谷地域労働者に対し、広く文芸活動の場を提供し、その育成と高揚を図る。

(4) 広報活動

①山谷地域労働者に対し、生活に役立つ情報を提供する。

・広報誌「ひろば」発行 毎月2回 各2,800部

・生活情報誌「くらしの便利帳」発行 1,500部

②ホームページの管理運営

③「統計月報」の発行

IV 運営事項

都の監理団体として、公益法人の組織運営の一層の効率化と職場風土の改善に取り組む。

1 会議の開催

- (1) 理事会 3回
- (2) 評議員会 3回

2 事業運営の効率化

(1) 事業の効率化

直近の利用状況や分析などを踏まえ、一人ひとりの利用者に即した就労自立促進・生活安定に向けて効果的な支援が行えるよう、事業の見直しや業務改善を積極的に進める。

(2) 管理事務の効率化

引き続き事務改善に取り組む

- ① 事務処理に係る経費の節減（節電その他）
- ② 公認会計士の指導による会計処理の一層の適正化